

岡山県立学校における学校運営協議会の運営等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和元年岡山県教育委員会規則第7号。以下「規則」という。）第16条の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置の通知)

第2条 規則第2条第2項の規定による意見の聴取は、協議会の設置に関する具申（様式第1号）による。

2 岡山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、協議会を置くときは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第2項の規定に基づく対象学校に対し、指定書（様式第2号）を交付する。

(委員の任命に関する意見の聴取)

第3条 規則第3条第2項の規定による意見の聴取は、学校運営協議会委員推薦書（様式第3号）による。

2 教育委員会は、規則第3条第1項の規定により任命した委員（以下「委員」という。）に対し、任命書（様式第4号）を交付する。

(報酬)

第4条 委員の報酬は、年額9,000円とし、任期満了後又は解任後に支給する。

2 岡山県の常勤の特別職又は一般職の職員（県費負担教職員を含む。）が委員を兼ねる場合には、報酬は支給しない。

3 年度途中において新たに任命した委員の報酬及び規則第10条第1項の規定により解任した委員の報酬は、第1項の年額の月割計算とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(旅費)

第5条 委員の旅費は、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年岡山県条例第6号）に基づき支給する。

(基本的な方針の承認)

第6条 規則第4条に掲げる事項の具体的な内容については、対象学校の実態に応じて、協議会が定める。

2 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定による承認が得られるように、基本的な方針について協議会の委員に対し説明に努めるものとする。ただし、承認が得られない場合は、対象学校の校長は、次の各号の対応をとるものとする。

(1) 協議会の委員から基本的な方針についての意見を聴取し、教育委員会に報告する。

(2) 教育委員会と協議の上、必要のある場合は修正を加え、再度協議会の承認を得られるように努める。

(3) 協議会の承認が得られるまでの間、教育委員会と協議の上、学校運営を行う。

(意見の取扱い)

第7条 法第47条の5第6項及び第7項の意見の取扱いについては、次の各号によるものとする。

(1) 教育委員会は、法第47条の5第6項の規定により、協議会から教育課程の編成に関する意見の申出がなされた場合は、原則として、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領及び特別支援学校学習指導要領に反しない限度において取り扱うものとする。

(2) 教育委員会は、法第47条の5第6項の規定により、協議会から予算執行に関する意見の申出がなされた場合は、原則として配当した予算の範囲内において取り扱うものとする。

- (3) 教育委員会は、法第47条の5第7項の規定により、協議会から対象学校の職員の採用その他の任用に関する意見の申出がなされた場合は、これを尊重するものとする。ただし、校長・教員等人事異動要綱に反しない限度において取り扱うものとする。

(委員の解任に関する意見の聴取)

第8条 規則第10条第2項の規定による意見の聴取は、協議会委員の解任に関する校長の具申(様式第5号)による。

- 2 教育委員会は、規則第10条第1項の規定により解任した委員に対し、解任書(様式第6号)を交付する。

(会長)

第9条 対象学校の校長その他の職員は、会長となることができない。

(会議)

第10条 協議会の会議は、年度ごとに3回以上開催するものとする。

- 2 協議会は、会議資料を作成するなど円滑な会議の運営に努めるものとする。

- 3 協議会は、会議の終了後に議事の概要を記載した書類を作成する。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(報告)

第12条 協議会は、毎年度、学校運営協議会活動報告書(様式第7号)及び次年度の実施計画書(様式第8号)を作成し、会議録と会議資料を添付して、当該年度の3月末日までに、教育委員会に提出する。

(情報提供)

第13条 協議会は、地域の住民及び保護者等に対し、自らの活動状況に関する情報提供に努めるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会が対象学校の校長と協議の上、定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年9月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和元年度に限り、委員の報酬は日額3,000円とし、協議会の会議は年2回程度開催するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。